

クマ対策に関する財政措置

◆指定管理鳥獣対策事業費交付金(環境省)を受けて実施する事業

交付金(下表赤字はR7補正から拡充)とあわせて、地方交付税措置の対象を拡充

対象事業	負担割合		地方財政措置
	国	地方(※1)	
捕獲活動(捕獲、搬出、処分、わなの設置等) <u>人材配置</u> (ガバメントハンター等の人件費)	1/2 →2/3※2	1/2 →1/3※2	特別交付税 (措置率0.8)
出没防止対策 (見回り、侵入防止柵の整備等)	<人材配置は、定額+1/2補助>		特別交付税 (措置率0.5)
出没時の体制構築(研修、出没情報の収集等) 人材育成(<u>ガバメントハンター等の免許取得費用</u> を含む)	1/2	1/2	
計画策定、調査等	定額※3		

※1 市町村事業(間接交付分)については、県と市で負担

※2 捕獲活動については、緊急銃猟や春期管理捕獲を行う場合の補助率を引き上げ。

出没防止対策については、補助率の引き上げは暫定的に実施。

※3 定額上限を超えた分は1/2補助

◆交付金を活用しない地方単独事業

市街地に出没したクマの捕獲等に要する経費について、新たに特別交付税措置を講じる。

(捕獲活動にかかる事業(捕獲活動に従事するガバメントハンター等の人材配置を含む)は措置率0.8、その他の事業は措置率0.5とする。)

(対象となる地方単独事業の例)

スクールバス等の臨時運行経費、国庫補助対象とならない狩猟免許取得経費への助成、クマ対策資機材の整備